



詐欺被害が増加しています

SNS型投資・ロマンス詐欺等において、

被害金を暗号資産交換業者や資金移動業者の口座へ振り込ませる事例が増加しています。

暗号資産交換業者・資金移動業者への振込では、振込依頼人名を口座名義と異なる名義に変更できません

暗号資産交換業者または資金移動業者宛てにお振込みいただく際は、振込依頼人名を口座名義と異なる名義に変更することはできません。

お客さま保護および詐欺被害防止を目的として、金融庁および警察庁からの要請に基づき、本対応を実施しております。

※口座名義の前後に数字等を付加する場合は、制限の対象となりません。

■振込依頼人名を変更する場合の例

口座名義	振込依頼人名	取引可否
ユウアイ タロウ	1 2 3 4 5 ユウアイ タロウ	可
ユウアイ タロウ	YUAI TARO	不可



お客様が口座名義と異なる振込依頼人名でお振込みを行った場合、当社銀行取引規定に基づき、口座のご利用を一時的に制限させていただく場合がございます。

お客様の大切な資産をお守りするため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

関連リンク（当局ウェブサイト）

【警察庁】

- 「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

- 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

【金融庁】

- 「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

- 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

詳細は、上記の当局ウェブサイトをご参照ください。ご不明な点がございましたら、コンタクトセンターまでご連絡ください。